

いわゆる共謀罪法案の成立に強く抗議し、廃止を求める会長談話

本年6月15日、いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）が、参議院法務委員会での採決を省略するという異例な手続きを経て参議院本会議で強行採決され、成立した。

当会は、本法案の成立に対して強く抗議する。

本法案は、誰がどのような行為で処罰されるのかその範囲は不明確であるばかりか、何ら外形に表れる様な行為を行わず、「計画」に関与したという事情があるだけで処罰される者が生じる点で内心の自由をはじめとする日本国憲法の諸規定に反する疑いが強い。さらに、本案成立後、捜査権限が拡大されより強い監視社会になることが予想される。その結果、人々は、本来、許される行為であっても処罰対象になることを恐れ、言動を自制してしまうという萎縮的効果が生じる。

そのため、当会は、日弁連や多くの各単位会と同様、本法案の制定には一貫して反対してきた。また、本年6月15日付の日弁連会長声明でも指摘されているように本法案に対し国連人権理事会特別報告者であるジョセフ・カナタチ氏が懸念を表明する書簡を発していた。

それにもかかわらず政府は人権侵害に対する懸念に対してあいまいな答弁に終始する一方、本法案が成立しなければあたかもテロ対策を講じることができないかのような印象を抱かせた上、参議院の法務委員会では審議を途中で打ち切り、中間報告という例外規定を用い、同委員会での採決を行わずに参議院で採決させた。例外規定を恣意的に用いて審議を打ち切り、審議不十分なまま採決を強行することは、議会制民主主義の否定としかいいようがない。

当会は、絶対的な保障が及ぶとされる人間の内心の自由への脅威となることに鑑み、一貫して本法案に反対してきたが、中間報告という例外規定まで用いて採決が強行された本法案の成立に対して、強く抗議するとともに、成立した法律の廃止に向けた取組を全力で行う所存である。

2017（平成29）年6月20日

釧路弁護士会

会長 荒井 剛